

議案第22号 大津市手数料条例の一部を改正する条例の
制定について

それでは、議案第22号、大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、お手元のタブレット配信に基づき、御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、幼児健診の際に実施する虫歯予防処置手数料の無料化に伴い、条例を改正するものです。

2ページをお願いします。

まず1項目めの現状としまして、幼児健診における虫歯予防処置であるフッ化物塗布については、大津市手数料条例に基づき希望者に対して、フッ化物塗布に係る歯面塗布処置費及び材料費として手数料の400円を徴収し、実施しています。

次に、2項目めの幼児健診の虫歯予防処置についてです。生え始めの乳歯は虫歯になりやすいため、歯質強化と、口腔保健の向上のため、各幼児健診で集団歯科保健指導後に歯科健診を実施し、合わせて希望者に対してフッ化物塗布を実施しています。

3ページをお願いします。

フッ化物塗布を実施した実績ですが、令和元年度から令和4年度までの人数は表のとおりとなっています。

3項目めの改正理由としましては、幼児期から生涯にわたる切れ目のない口腔ケアの推進を目指し、虫歯予防処置が歯・口腔への関心を

高めてもらう機会となり、幼児健診受診時に虫歯予防処置を受ける方を増やすため、手数料を徴収しないこととします。

4ページをお願いします。

4項目めの改正内容としましては、大津市手数料条例別表第16項「幼児健診の際に実施する虫歯予防処置1件につき400円。ただし、市内に住所を有する者であって、生活保護法による被保護世帯又は市民税非課税世帯に属するものその他これに準ずる者として市長が定める者については、手数料を徴収しない。」を削除します。

続きまして、5項目めの財政負担についてですが、手数料を徴収しないことによる減収分には、滋賀県の子ども子育て施策推進交付金を活用する予定です。

続きまして、6項目めの施行期日については、令和6年4月1日を予定しています。

5ページをお願いします。

こちらでは新旧対照表を示しております。

以上、議案第22号、大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての説明といたします。

よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。